

群馬県電気工事工業組合 第三者損害賠償制度の ご 案 内

【賠償責任保険普通保険約款、賠償責任保険追加条項、請負業者特約条項、生産物特約条項、
群馬県電気工事工業組合追加条項等セット 賠償責任保険】

1. 制度のあらまし

- ◇ この制度は、日本国内における電気工事の作業中あるいは作業完了後に発生した不測の事故で、第三者の身体・財物などに損害を与えたことにより、組合員の皆さまが法律上の損害賠償責任を負担されることによって、被る損害を補償するものです。
- ◇ この制度は、「請負業者賠償責任保険」と「生産物賠償責任保険」の普通保険約款および各特約により運用するものです。
- ◇ この制度は群馬県電気工事工業組合が契約者となり組合員を加入者（記名被保険者）とした賠償責任保険（請負業者特約条項・生産物特約条項）を損保ジャパンと契約しています。

2. 保 険 期 間

令和7年6月1日午後4時～令和8年6月1日午後4時（1年間）

群馬県電気工事工業組合

〒371-0855 群馬県前橋市問屋町1-8-4 TEL:027-251-5016

前橋支部 渋川支部 沼田支部 吾妻支部 高崎支部 藤岡支部
富岡支部 桐生支部 太田支部 伊勢崎支部 館林支部

3. ご加入方法

- ◇ 年間売上高区分・ご加入型を選んでいただき、別紙の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、所属の支部事務局へ下記の締切日までにお申込みください。
- ◇ 加入者(記名被保険者…保険の補償を受けられる方で加入依頼書の記名被保険者欄に記載される方)は組合員にかぎります。
- ◇ 保険料については、最終ページをご覧ください。

支部別締切日

支部	前橋	渋川	沼田	吾妻	高崎	藤岡	富岡	桐生	太田	伊勢崎	館林
申込締切日	4/7	4/19	4/18	4/18	4/15	4/16	4/11	4/4	4/11	4/11	4/4
保険料払込締切日	5/19	5/20	5/20	5/19	5/16	5/21	5/12	5/15	5/12	5/16	4/4

4. 保険金お支払いの要件

次の要件をすべて満たす場合に、保険金をお支払いします。

- (1) 電気工事中または電気工事完了後に発生した、工事に起因する事故であること。
- (2) 上記(1)によって第三者の身体や財物に、具体的・直接的な損害(ケガや破損など)が発生していること。
- (3) 上記(1)(2)によって被保険者に法律上の損害賠償責任が発生すること。
- (4) 上記(3)を負担するために、被保険者に損害が発生したこと。
- (5) 保険期間中に発生した事故であること。
- (6) 保険金をお支払いできない場合^(注)に該当する事故や損害でないこと。

(注) 保険金をお支払いできない主な場合については4~5ページをご覧ください。

5. 補償内容

対象工事

- (1) 電気工事(家電品販売に付随した軽微な電気工事を含みます。)
- (2) 電気工事に付随する建設業法上の専門工事

〔通信設備工事…電話・インターホン・視聴覚・光ケーブル・TV 共聴・自火報など通信設備の工事
空調設備工事…空調関係設備工事・管工事など(機械器具設備工事・水道設備工事は除きます。)

など

被保険者の範囲

この制度の被保険者(保険の補償を受けられる方)は次のとおりとなります。

- (1) 加入者(記名被保険者)
- (2) 加入者(記名被保険者)の役員および従業員など。ただし加入者の業務に従事しているときにかぎります。
- (3) 加入者(記名被保険者)の下請負人、下請負人の役員および従業員。ただし加入者の業務に従事しているときにかぎります。
- (4) 加入者(記名被保険者)の業務が元請けの工事にかぎり、その工事の発注者。(工事完成引渡し後に発生した事故の場合は、発注者は被保険者になりません。)

保険金の具体例

- 対人賠償事故 治療費、休業損害、死亡・後遺障害による逸失利益、慰謝料、応急手当・病院への搬送費、訴訟・弁護士費用^(注1) など
- 対物賠償事故 修理費・買い替え費(時価^(注2)限度)、損害防止・軽減費、営業損害(営業損害のみは補償対象外)、訴訟・弁護士費用^(注1) など

● 特定物 対物事故で次のものに関しては、保険金額(支払限度額)が低くなります。(下表)

- ・ 動植物、冷凍(蔵)庫内収用品
- ・ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品
- ・ 稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、ロール型、金型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類するもの
- ・ 地下配電線、地下通信線、水道管、ガス管、その他これらに類する地下埋設物
- ・ コンピュータ(汎用、ミニ、オフィス、マイクロ)およびこれらの関連機器、付属装置、ソフトウェア^(注3)
- ・ 光ファイバーケーブルおよびこれらの関連機器、付属設備

(注1) 損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。

(注2) 時価とは、同等のものを新たに購入するために必要な額から、使用による消耗分を控除した額をいいます。

(注3) ソフトウェア以外の無体物および特許権、著作権、商標権などの財産権を含みません。

保険金額(支払限度額)

ご加入型によって保険金額(支払限度額)が異なります。1事故あたりの保険金額となります。

補償種類 \ 加入型	①型	②型	③型	基本型
対人賠償事故	1億円	2億円	2億円	1億円
対物賠償事故	1,000万円	5,000万円	1億円	1,000万円
特定物	500万円	3,000万円	5,000万円	500万円
誤結線事故 ^(注)	対象	対象	対象	対象外

<ご注意> 誤結線事故^(注)については①型②型③型は補償されますが、「基本型」にご加入の場合は補償されません。

(注) 誤結線事故とは、誤結(欠)線・誤接続が原因で、第三者の身体や財物に損害(ケガや破損など)が発生した事故をいいますので、誤結線のやり直しのみは対象外です。

6. 保険金のお支払方法

保険金は、対人賠償事故、対物賠償事故それぞれに確定した損害賠償額を次の算式にあてはめて、ご加入型ごとの限度額を上限にお支払いします。

下記以外の事故	損害賠償金－自己負担額(損害賠償金の5%または2万円のいずれか高い額)
誤結線事故	上記計算に基づく額×90%

お支払いする保険金の種類と内容

保険金の種類	内 容
①損害賠償金	損害賠償請求権者(被害者)に対して支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。なお、被保険者が損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を除きます。また、法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は、お支払いの対象となりません。 <身体賠償事故の場合> 治療費、医療費、慰謝料 など <財物賠償事故の場合> 修理費、再調達に要する費用 など * 修理費および再調達に要する費用は、その損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
②損害防止費用	事故が発生した場合に、損害の発生および拡大の防止のための費用(回収費用や石油拡散防止費用は除きます。)のうち必要または有益であった費用です。
③権利保全行使費用	第三者に対して、損害賠償請求権を有する場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために被保険者が支出した費用です。
④争訟費用	損害賠償責任の解決のために支出した訴訟費用、仲裁費用、調停費用、弁護士費用などです。「①損害賠償金」の額が保険金額を超過する場合は、争訟費用の額に「保険金額の①損害賠償金の額に対する割合」を乗じた額をお支払いします。なお、この費用は損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。
⑤協力費用	被保険者が損害賠償請求を受け、損保ジャパンが必要に応じて被保険者の代わりに解決に向けた対応を行う場合に、被保険者が損保ジャパンに協力するために支出した費用をお支払いします。
⑥緊急措置費用	損害の発生や拡大の防止の手段を講じたあとに賠償責任がないことが判明した場合であっても、被害者に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用をお支払いします。
⑦事故対応特別費用	基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など)を保険期間中 1,000 万円を限度として補償します。
⑧被害者対応費用	対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要とした費用を被害者 1 名2万円(死亡の場合は 10 万円)、保険期間中 1,000 万円を限度として補償します。

* ②～⑥までの費用は、原則としてその全額がお支払いの対象となります。

ただし、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。

保険金のお支払いについて

○ 保険金のうち損害賠償金については、次の①または②の場合にお支払いします。

- | |
|--|
| <p>①被保険者が損害賠償請求権者(被害者)に対して、損害を賠償された場合。ただし、賠償された金額を限度として保険金をお支払いします。</p> <p>②被保険者が損害賠償請求権者(被害者)に対して、損害を賠償される前である場合には、次のアからウまでのとき。</p> <p>ア. 損保ジャパンから損害賠償請求権者(被害者)に対して直接保険金をお支払いすることを、加入者が指図されたとき。</p> <p>イ. 損害賠償請求権者(被害者)が先取特権^(注)を行使されたとき。</p> <p>ウ. 被保険者に対して保険金をお支払いすることを損害賠償請求権者(被害者)が承諾されたとき。</p> |
|--|

(注) 先取特権とは、損害賠償請求権者(被害者)は、被保険者の他の債権者より優先して、この保険で支払われる損害賠償から弁済を受けることができる権利を有しています。

○ 上記②ア.またはイ.の場合において、損害賠償金と損害賠償金以外の合計額が保険金額を超えるときは、損害賠償金を優先してお支払いします。

7. 請負賠償責任保険および生産物賠償責任保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>〈共通〉 保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。 ①損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等) ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために支出した費用 ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 * 損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。 ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用</p> <p>1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。 なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。</p> <p>* 修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p> <p>〈請負賠償責任保険の場合〉 この保険では、各種工事・作業の事業者が、①請負工事(作業)中の事故、②請負工事(作業)を行うために被保険者が所有、使用または管理する施設(資材置場等)の欠陥あるいは管理上の不備が原因で生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>〈生産物賠償責任保険の場合〉 この保険では、生産物を製造・販売する事業者や、工事・作業を行う事業者が、①製造・販売した生産物の欠陥が原因で生じた事故、②仕事の結果に起因して発生した事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>* 事故が発生したときまたは事故の発生するおそれのあることを知ったときは事故の発生または拡大を防止するため遅滞なく、生産物または仕事の目的物について回収措置(回収、検査、修理、交換その他適切な措置)を講じなければなりません。正当な理由なく、回収措置を講じなかったことによる損害については、保険金のお支払対象となりません。なお、被保険者が支出した回収費用については、保険金のお支払対象となりません。</p>	<p>この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。</p> <p>【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】 ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ⑤記名被保険者の従業員等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任 ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など</p> <p>【賠償責任保険追加条項の免責事由】 ①原子核反応または原子核の崩壊 ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④専門職業危険 ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物^(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 (注)『管理財物』といい、以下のア、イに限定されています。 ア. 記名被保険者が所有する財物 イ. 記名被保険者が他人から借用している財物 ⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます) など</p> <p>【特約条項の免責事由(請負業者特約条項の場合)】 ①被保険者が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次の事由に起因する賠償責任 ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊 イ. 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物(基礎および付属物を含みます。)、その収容物もしくは土地の損壊 ウ. 地下水の増減 ②施設の屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>(次ページへ続きます。)</p>

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>(前ページに同じです。)</p>	<p>③航空機または自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)の所有、使用または管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に起因する賠償責任</p> <p>④仕事の終了後^(注1)または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任^(注2)</p> <p>(注1) 仕事の目的物の引渡しを要する場合は、引渡し後をいいます。</p> <p>(注2) 被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。</p> <p>⑤被保険者の占有を離れ、施設外にある財物に起因する賠償責任</p> <p>⑥じんあいまたは騒音に起因する賠償責任</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>【特約条項の免責事由(生産物特約条項の場合)】</p> <p>①生産物または仕事のかしに基づく生産物(その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。)または仕事の目的物(作業対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。)自体の損壊に対する賠償責任(その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。)</p> <p>②記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。</p> <p>③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>【群馬県電気工事工業組合追加条項の免責事由】</p> <p>(1) 次の①から⑦に掲げる事由のいずれかに起因する損害賠償責任</p> <p>①記名被保険者が法令に違反して行った対象工事が原因で発生した事故</p> <p>②一般用電気工作物または自家用電気工作物の新設工事および受電電力の容量の変更を伴う変更工事の場合において、その工事につき電気工事業者に対して電気需給契約またはその変更の申込がなされていない工事が原因で発生した事故</p> <p>③自家用電気工作物の工事において、その工事が電気事業法(昭和39年法律第170号)第70条(登録の更新)および同第71条(安全管理審査の義務)に規定する工事の場合において、その工事につき同法で規定される認可または届出がなされていない工事が原因で発生した事故</p> <p>④記名被保険者が工事を完了した一般用電気工作物または自家用電気工作物で法令に定める調査または検査が義務づけられている工作物に対して、調査または検査により法令で定める技術基準に適合していないと認められた工作物が原因で発生した事故</p> <p>⑤記名被保険者が法人の場合において、その法人の役員または役員と同居の親族に対して負担する損害賠償責任</p> <p>⑥記名被保険者が個人事業主の場合において、個人事業主またはその個人事業主と同居の親族に対して負担する損害賠償責任</p> <p>(2) 記名被保険者が加入した加入型が「基本」の場合においては、誤結線または誤接続による事故に起因する損害賠償責任</p> <p style="text-align: right;">など</p>

8. 主な事故例 (詳しくはお問い合わせください。)

保険金をお支払いする主な事故例

作業中	<ul style="list-style-type: none"> (1) 作業中誤って工具を落とし、通行人にケガをさせた。 (2) 天井裏で作業中、足を滑らせて天井を破損した。 (3) 工場改修工事で、作業対象物とは別の機械を移設作業中クレーンで吊り落として機械を破損した。 (4) 溶接の火花で壁が焼け焦げ損傷した。 (5) 変圧器の試験作業中、誤結(欠)線により端子が破損し、工場がストップしたため売上げが減少した。(「基本型」ではお支払いできません。) <p style="text-align: right;">など</p>
作業完了後	<ul style="list-style-type: none"> (1) 設置した照明器具が落下し、床を損傷させた。(再設置費用はお支払いできません。) (2) 端子の増締めを怠ったために接触不良となり、回路に異常電圧がかかり、冷凍庫のモーターが焼損し、庫内収容食品が腐敗した。(収容食品は特定物としてお支払いします。) (3) エアコン工事でドレインの接続が悪く、排水が流れ出て壁を汚損した。 <p style="text-align: right;">など</p>

保険金をお支払いできない主な事故例

共 通	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被保険者の役員が自宅を新築した際、搬入電気工事材料で壁を損傷してしまい壁の修理と再施工が必要になった。 (2) 店舗の新築工事で、工事が遅れて約束の日までに完成しなかったことにより、開店予定日に間に合わなかったため遅延損害を請求された。 (3) 発注者から使用するよう支給されたタイマーが不具合で、冷凍庫の温度管理ができず保存冷凍食品が腐敗してしまった。 (4) 本店事務所の看板が、風で飛ばされて通行中の車両に接触し損傷させてしまった。 (5) 住宅の新築工事で通電前に、誤接続をしていることに気づき、やり直した。 <p style="text-align: right;">など</p>
作業中	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅電気設備の増設工事の際、誤接続をしてテレビ、冷蔵庫などを焼損してしまった。(「基本型」はお支払いできません。) (2) 借りた小型パワーショベルを横転させて損傷させた。 (3) 排気筒設置の際、計測を誤り所定位置ではない壁に穴を開けてしまった。 (4) ケーブル埋設のために、土地を掘削した際、軟弱な地盤であったため石積みの塀が傾いてしまった。 (5) クレーン付き車両で作業中、ブーム操作を誤り建物のひさしを破損した。 (6) ゴルフ場クラブハウスの空調工事で、引渡し直前の集中豪雨により土砂崩れが発生して室外機が埋まってしまった。 (7) 被保険者の従業員が業務中脚立から転落してケガをした。 (8) 設置した電線を切断され盗まれた。 <p style="text-align: right;">など</p>
作業完了後	<ul style="list-style-type: none"> (1) 設置した照明器具が取り付け不良により落下して破損した。 <p style="text-align: right;">など</p>

9. ご注意いただきたい点

- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。
保険責任は保険期間の初日の午後4時^(注)に始まり、末日の午後4時^(注)に終わります。
(注) 加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- 保険料算出の基礎となる売上高の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における売上高等により算出します。確定保険料方式の場合、保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度の売上高等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- 加入者証は大切に保管してください。
- クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については上記補償の対象となります。
損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。また、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえでご加入ください。

10. ご加入にあたってご注意いただきたい点

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

＜告知事項＞
加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項^(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(注) 告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①記名被保険者
(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
- ②業務内容
- ③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
- ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容
- ⑤特約別記載事項の生産物の販売形態欄に記載の事項

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合
(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

- * 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

- (4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

11. 万一事故にあわれたら

- 万一事故が発生した場合には、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく支部事務局備え付けの「事故発生報告書」で通知してください。

<1> 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称

<2> 上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

<3> 損害賠償の請求の内容

また、申込時での前年売上高(消費税込み)の確認資料(決算書)を支部事務局にご提出ください。他の書類は揃い次第ご提出ください。

《ご注意》「事故発生報告書」には、支部長の署名・押印が必要です。

【通知先】

◇ 所属の支部事務局

◇ 取扱代理店 群馬県電気安全㈱ 027-254-2434

【受付時間: 平日の午前8時30分～午後5時 (土日、祝日、年末年始を除きます。)]

◇ 損害保険ジャパン㈱ 群馬支店法人支社

【受付時間: 平日の午前9時～午後5時 (土日、祝日、12月31日～1月3日を除きます。)]

平日夜間、土日祝日の場合は下記事故サポートセンターへご連絡ください。

窓口: 事故サポートセンター 0120-727-110

【受付時間: 平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日/24時間(12月31日～1月3日を含みます。)]

* ご連絡先は、ご加入後にお配りする加入者証(被保険者証)にも記載しています。

2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

- この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

- 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

- 保険金請求権は時効(3年)がありますので、ご注意ください。

万一事故にあわれたら（続き）

- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	① 建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ② 被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 など

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会
- ②専門機関による鑑定結果の照会
- ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④日本国外での調査
- ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払いの期間を延長することがあります。

- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル〕 0570-022808<通話料有料>

受付時間： 平日の午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

12. 保険料

追加保険料は下表のとおりとなります。(別途、組合が1組合員あたり一律8,400円を負担し、その合計が保険料になります。)

前年の年間売上高(消費税込み)と、ご加入型により下表の追加保険料を支部ごとの払込締切日までに所属の支部事務局にお払込みください。なお、売上高区分は期間途中で変更できません。

追加保険料表(一括払)

[保険期間:1年]

前年の 年間売上高区分(消費税込み)		ご加入型 ①型	②型	③型	基本型
ア	2,000万円未満	7,460円	8,990円	10,030円	追加保険料不要
イ	2,000万円以上 5,000万円未満	18,900円	22,340円	25,030円	原則ご加入いただけません。組合で負担している保険料は年間売上高区分2,000万円未満の基本型であり、年間売上高2,000万円以上の組合員の方は①、②、③型のいずれかを選択してご加入ください。
ウ	5,000万円以上 1億円未満	35,810円	43,300円	47,510円	
エ	1億円以上 2億円未満	68,000円	79,260円	91,060円	
オ	2億円以上 3億円未満	77,530円	96,300円	104,710円	
カ	3億円以上 4億円未満	94,320円	111,140円	118,700円	
キ	4億円以上 5億円未満	108,050円	125,090円	136,080円	
ク	5億円以上	195,240円	229,480円	249,010円	

《ご注意》

- ◇ 実際の年間売上高がご申告いただいた売上高より高く上記区分が異なる場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- ◇ 「基本型」は、誤結線事故は対象外となりますので、ご注意ください。それ以外の型は対象となります。

保険料の割増制度

保険金を受け取られた組合員の方と無事故の組合員の方との公平を図るため、前年の保険金お受取りが1回の場合、組合拠出保険料(一加入あたり8,400円)と追加保険料の合計保険料は翌年50%割増となります。2回なら100%割増となり、以降1回につき50%が加算されていきます。(この場合でも、組合の負担額は一律8,400円です。)

13. バージョンアッププラン(組立保険)のおすすめ

本制度によって賠償事故は補償されていますが、電気工事に必要な電設材料などの工事対象物については補償されません。そこでバージョンアッププラン(組立保険)をお勧めします。

詳しくは別紙『バージョンアッププランのご案内』をご覧ください。

このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

14. お問い合わせ先

<p>引受保険会社</p> <p>損害保険ジャパン株式会社</p> <p>群馬支店 法人支社 〒371-0023 群馬県前橋市本町1-4-4 TEL:050-3798-5954 FAX:027-243-6153 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)</p>	<p>取扱代理店</p> <p>群馬県電気安全株式会社</p> <p>〒371-0855 群馬県前橋市問屋町1-8-4 TEL:027-254-2434 FAX:027-254-2176 (受付時間:平日の午前8時30分から午後5時まで)</p>
---	--

409948(SJ24-15610)2025/2/18